

国保だより

国民健康保険税納税通知書を送付します

平成20年度の国民健康保険税納税通知書を7月1日に送ります。この納税通知書は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、対象者は75歳未満の方となります。また、後期高齢者支援金分が加わり、保険税率等が変わりました。平成19年度と20年度の国民健康保険税の比較及び納付期限は左表のとおりです。

国民健康保険税等比較表

年度	税の内訳	平成19年度			平成20年度		
		基礎課税(医療分)	介護納付金(40~64歳)	基礎課税(医療分)	後期高齢者支援金	介護納付金(40~64歳)	
税率	所得割	5.4%	1.0%	3.6%	1.8%	1.3%	
	資産割	13.0%	3.8%	13.0%			
	均等割	25,000円	9,200円	14,000円	11,000円	11,000円	
	平等割(特定世帯)	1,200円	1,200円	1,200円	600円		
限度額	均等割	530,000円	90,000円	470,000円	120,000円	90,000円	
	均等割(特定世帯)	15,000円	5,520円	8,400円	6,600円	6,600円	
減額6割	均等割	720円	720円	720円			
	均等割(特定世帯)	10,000円	3,680円	5,600円	4,400円	4,400円	
減額4割	均等割	480円	480円	480円			
	均等割(特定世帯)			240円			
旧被扶養者減免(6割・4割減額該当者は除く)	所得割			賦課なし	賦課なし		
	資産割			賦課なし			
	均等割			7,000円	5,500円		
	平等割(単身旧被扶養者)			600円			

特定世帯:国保加入世帯で75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が国保に残る世帯
旧被扶養者:被用者保険の方が後期高齢者医療制度に移行するため、国保に加入した65歳~75歳の被扶養者

納付期限	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日

横田基地での打ち上げ花火について、アメリカ独立記念日7月4日(金)午後8時30分頃から午後9時頃の間、打ち上げ花火を行う予定です。お知らせします。問合せ企画調整課基地・渉外担当

特定健康診査の受診券は届きましたか

特定健康診査受診券を6月末に送りましたが、届きましたか?この受診券は、福生市国民健康保険に加入する40歳~74歳までの方を対象に送りました。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームを発見することを目的とし、その後実施される特定保健指導(恐ろしい生活習慣病にならないよう生活習慣を改善していくもの)に繋げていくための健康診査です。

この受診券は、問診票を兼ねていますので、受診前に問診票の問いに答えて、切り取らずに医療機関へお持ちください。受診券を忘れると受診できませんのでご注意ください。

また、65歳以上の方は、生活機能評価を同時に受けてください。75歳以上の方は、9月から10月に健康診査を実施します。

実施期間 7月1日~8月30日
持ち物 特定健康診査受診券
兼問診票、国保被保険者証、介護保険被保険者証(65歳から74歳の方)、昨年の健診結果(ある方のみ)
実施医療機関 同封の医療機関一覧表または広報ふっさ6月15日号をご覧ください。
問合せ 保険年金課 保険年金係

後期高齢者(長寿)医療被保険者の方へお知らせ

医療費の窓口負担割合の見直しについて
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得により、医療費の1割または3割を負担していただきます。

8月は窓口負担割合の見直しの時期で、平成19年中の所得により、負担割合の見直しをします。



8月1日から窓口負担割合が変わる方には、変更後の負担割合を表示した後期高齢者医療被保険者証を7月末までに配達記録郵便で送ります。

3割負担となる方 市民税課
平成19年中の所得額に基づき、後期高齢者医療保険料が確定しましたので、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を今月中旬に送り

年金だより

平成20年度申請免除の受け付けをします

国民年金保険料の申請免除を7月より受け付けします。前年所得が下の表のように一定の基準以下の場合、申請して受けられます。平成20年1月1日以降に福生市に転入された方は、平成19年中の所得を証明するものを添えて申請してください。なお、平成19年度以前に免除等申請の際に継続申請を希望され、全額免除または若年者納付猶予が承認された方は、昨年に引き続き同申請があったものとされますので、申請手続きは不要です。ただし、審査の結果、全額免除または若年者納付猶予に該当しなかった方で、これ以外の免除を希望される方は、別に申請が必要です。

免除等種類	所得の目安			一部納付額	年金額の計算
	単身	※2人	※4人		
若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円	—	—
全額免除	57万円	92万円	162万円	—	3分の1
4分の1納付	93万円	142万円	230万円	3,600円	2分の1
半額納付	141万円	195万円	282万円	7,210円	3分の2
4分の3納付	189万円	247万円	335万円	10,810円	6分の5

※「2人世帯」は、夫婦のみで、夫か妻のどちらかに所得がある場合
※「4人世帯」は、夫婦と子2人の場合で、夫婦どちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

問合せ 保険年金課 保険年金係

社会保険事務所の窓口での現金領収を廃止しました

平成20年5月より、社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収を廃止しました。国民年金保険料は今後、次の方法により納付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、社会保険事務所から保険料の催告等をした場合は、当分の間、窓口でも現金による納付を受け付けています。

- 国民年金保険料納付書による納付
【納付場所】全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
- 口座振替による納付
【申込み手続きを行なう窓口】全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の金融機関、郵便局、社会保険事務所
- クレジットによる納付
【申込み手続きを行なう窓口】社会保険事務所
※ご利用につきましては社会保険事務所にお尋ねください。
- 電子納付(Pay-easy)
国民年金保険料の納付書はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等が利用できます。利用が可能かどうかは納付の際、金融機関にお問い合わせください。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3415



税所得が145万円以上ある方や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者3割負担となる方で次の条件に該当する場合は、1割負担となります

世帯に後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方が
1人の場合 前年の収入合計が383万円未満
2人以上の場合 520万円未満

7月中に市から郵送される「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」により申請してください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送ります
平成19年中の所得額に基づき、後期高齢者医療保険料が確定しましたので、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を今月中旬に送り

後期高齢者医療保険料納付書を送ります

後期高齢者医療保険料の納付は受給されている年金からの天引きを原則としていますが、年金額が18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書により納めていただきます。

保険料納入通知書を今月中旬に送りますので、記載されている納期限までに納めてください。

また、口座振替で納付を希望される方は、同封されている口座振替届により、金融機関の窓口で申し込んでください。

土曜日の窓口業務の一部休止について
東京都後期高齢者医療広域連合の電算処理システムが土曜日に稼動していないため、電算処理を行う一部の業務について土曜日は休止させていただきます。

窓口で申請のみ受け付けし、「後期高齢者医療被保険者証」等の証明書は翌開庁日に郵送します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

土曜日に休止する業務
後期高齢者医療被保険者証の交付(転入・転居等)および再交付

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付および再交付

その他、電算処理による業務(くわしくは保険年金課後期高齢医療係までお問い合わせください。)

問合せ 保険年金課 後期高齢医療係